

水道 あいづわかまつ



新くなる“ろ過設備”を紹介するよ!

拡大!



膜ろ過設備での「ろ過方法」は、セラミック膜の内側に無数にある小さな穴の中に原水を通すことでろ過し、きれいな水を取り出すという方法なんじゃ!



【特集】水道料金を改定します 2

- 水道料金改定に関するQ&A 4
- 平成29年度水質検査計画を策定しました 6
- 滝沢浄水場建設工事の進捗状況／鉛製給水管について 7
- 若水博士のQ&A(手続き編)／水道水中の放射性物質検査結果 8

QRコードからも
ホームページへ
アクセスできます



平成29年6月分から 水道料金を改定します

水道事業は、お客さまからの水道料金の収入を主な財源として、独立した会計で運営しています。

本市の水道料金は平成6年4月の改定以来、平成28年度まで料金を据え置いてきましたが、平成26年度以降赤字決算が続いています。

そこで、このような状況の中、平成28年6月に市長から会津若松市水道事業経営審議会へ「水道料金のあり方について」諮問を行い、6回にわたって審議が行われましたが、将来の老朽施設の更新を含め、次の世代においても安定経営ができる相当程度の改定を行うべきとする意見や、市民生活や経済活動に配慮すべきといったさまざまな議論の結果、全会一致をもって平成28年8月に市長へ水道料金改定の答申がありました。





市では、その答申の内容を十分に尊重するとともに、今後の財政状況・事業計画を勘案した結果、平成29年度以降の水道料金を答申のとおり改定することとし、関係条例改正議案を市議会12月定例会に提出し、可決されました。

なお、改定の時期は、平成29年6月分として計算する料金からとなります。



一般家庭の水道料金の改定額について

最も多く使用されている家庭用の口径13mmを例に、1か月の水道料金の新旧の比較をすると
比較1…基本料金は、基本水量として10m³を付与は変わらず、新料金1,360円、旧料金から240円の増
比較2…水量料金は1m³増すごとに新料金196円、旧料金から36円の増
比較3…本市において、標準的な一般家庭1か月の平均使用量は15m³で、新旧料金の差は420円の増
これを世帯人員数別に比較すると、下記のようになります。(※すべて税抜きの額)

-  (一人世帯の場合) 1か月の平均使用量は10m³以内で、新旧料金の差は240円の増
-  (二人世帯の場合) 1か月の平均使用量は12m³で、新旧料金の差は312円の増
-  (三人世帯の場合) 1か月の平均使用量は20m³で、新旧料金の差は600円の増
-  (四人世帯の場合) 1か月の平均使用量は23m³で、新旧料金の差は708円の増

【会津若松市水道事業経営審議会からの答申】

- 水道料金の改定率は、事業経営が成立しうる必要最小限にとどめるものとし、総括原価方式を基に、5年間を見通し安定した経営ができる平均 21.66%とする。なお、料金表は下表のとおりとする。
- 水道料金の算定期間は平成 29 年度から平成 33 年度の 5 か年とする。
- 料金体系は、基本料金については口径別、水量料金については単純均一料金制の現行制度を維持し、口径 25 mm 以下については基本料金の中に基本水量 10 m³を付与することとする。

新旧水道料金の比較(1か月あたり・税抜)

(単位:円)

区 分			現行料金 (平成29年5月分まで)	新料金 (平成29年6月分から)	差 額	
一般用	基本料金	13mm	1,120	1,360	240	
		20mm	2,230	2,710	480	
		25mm・30mm	3,350	4,070	720	
		40mm	18,900	22,990	4,090	
		50mm	28,000	34,060	6,060	
		75mm	70,000	85,160	15,160	
		100mm	119,200	145,010	25,810	
		150mm以上	260,500	316,920	56,420	
	水量料金	1m ³ につき	160	196	36	
浴場用・臨時用	基本料金	13mm	730	880	150	
		20mm	1,930	2,340	410	
		25mm	3,170	3,850	680	
		40mm	18,900	22,990	4,090	
		50mm	28,000	34,060	6,060	
		75mm	70,000	85,160	15,160	
		100mm	119,200	145,010	25,810	
		150mm以上	260,500	316,920	56,420	
	水量料金	浴場用	1m ³ ～200m ³ 1m ³ につき	52	63	11
			200m ³ を超えるもの 1m ³ につき	80	97	17
		臨時用	1m ³ につき	460	560	100

【審議会からの附帯意見】

- 将来にわたり水道事業の安定的な経営を維持するため、社会経済情勢の変化に応じて5年ごとに経営状況及び水道料金の妥当性の検証を行い、必要に応じて水道料金の改定を行うこと。
- 水道水の安定供給を図るために、浄水場や配水池などの施設及び送水管や配水管などの管路の計画的な更新を行い、耐震化及び長寿命化を図ること。
- 水道水の安全性を広く市民に周知し、そのさらなる活用と、未加入者への水道加入の促進を図ること。
- 新たな水道料金の適用は、使用者の十分な理解を得るための周知期間を考え、平成 29 年 6 月分からとすることが望ましい。

水道料金の改定について ～若水博士の Q&A～

前回に引き続き、水道料金改定に関する質問について、会津若松市水道部のマスコットキャラクターの若水博士がお答えします。

みずたまくん



Q なぜ水道料金は平成6年度以降改定されなかったの？

平成6年度の水道料金の改定(下記を参考)以降、約23年間水道料金を改定することなく水道事業は運営されてきたんじゃ。

この間、平成11年度から平成12年度にかけて使用水量が減少したため、一度水道料金改定の話があったんじゃが、大規模な工場の立地が確実となり、使用水量の回復が見込まれたことから、料金改定はしなかったんじゃ。

その後、平成20年のリーマンショックや半導体不況などの影響により、水道料金の減収が顕著となったことから、水道料金値上げも検討されたんじゃが、市民の皆様へご負担をかけることなく、まずは職員数の大幅な削減や第三者委託の導入など内部管理経費の削減をはじめとするさまざまな経営努力により、経費削減を図ることで利益の確保に努めてきたんじゃ。

また、東日本大震災が発生して以降は、水道料金改定の検討を続けつつも、市民の皆様や避難を余儀なくされた方々の生活安定を最優先で進めてきた経過にあるんじゃが、平成26年度、平成27年度と連続で赤字となり、平成28年度以降も赤字になる見込みから、今回、水道施設の整備や更新、維持管理のために必要となる料金収入を確保するため水道料金改定に着手することとなったんじゃ。



若水博士

～平成6年度の水道料金改定について～

平成4年度、工場用の使用水量の減少により水道料金収入が減収し、平成5年度以降赤字となることが想定されたため、平成6年度に水道料金の改定をしました。このときの平均改定率は、27.71%でした。

下表のとおり、平成27年度の使用水量は、平成6年度の使用水量と比べても大幅に減少している状況です。

使用水量の比較

(単位:千m³)

	平成6年度	平成27年度	増 減	増減率(%)
水量計	19,970	13,433	▲6,537	▲32.7
家庭用	9,496	9,917	421	4.4
業務用	3,638	2,488	▲1,150	▲31.6
工場用	6,836	1,028	▲5,808	▲85.0



Q 改定後、市の水道料金は他と比べてどうなの？

本市で最も多く使われている口径13mmの、1か月あたり15㎡の使用水量をもとに近隣の自治体及び県内3市と比較すると、改定後も会津若松市が一番安価で、次に、郡山市、いわき市、福島市、会津坂下町、喜多方市、会津美里町の順となっているんじゃ。2位の郡山市との差額は640円、会津美里町とは1,060円の差があるんじゃよ。



使用水量の比較(口径13mm 1か月あたり(税抜))

(単位:円)

水量	若松・現行	若松(改定後)	郡山市	いわき市	福島市	会津坂下町	喜多方市	会津美里町
15㎡	1,920	2,340	2,560	2,610	2,735	2,805	2,880	2,980
現行料金との差		420	640	690	815	885	960	1,060
順位	1位	—	2位	3位	4位	5位	6位	7位



Q 水道料金を改定しないとどうなるの？

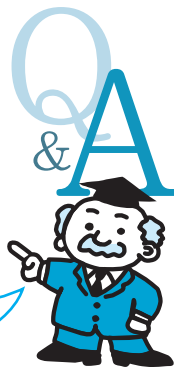
仮に水道料金を改定しないとすれば、毎年、赤字額が累積することとなるんじゃ。その結果、企業債(水道事業を運営するために必要な借入金)などが制限され、水道施設の整備や更新、維持管理などが実施できなくなるだけでなく、水道事業そのものが成り立たなくなる恐れがあるんじゃ。



Q 市の一般会計を投入して、負担軽減はできないの？

水道事業は、経営に必要な経費を水道料金でまかなうという「独立採算」で運営しているんじゃ。税金は、福祉・教育・産業振興・公共施設の管理などの市民サービスに充てられており、水道の赤字を市の一般会計で埋めると、これらのサービスの低下を招いてしまうため、安易に市からの負担により水道料金を低く抑えることは妥当ではないんじゃよ。

また、地方公営企業法には、一般会計から補助や貸付を受ける制度が規定されているんじゃが、この制度を適用できる場合は限られており、恒常的な赤字を補てんするためには適用できないんじゃ。



Q 低所得者の方への配慮などは検討してきたの？

低所得者の方など、経済的に厳しい方々への配慮については、水道事業経営審議会の場においてもさまざまな検討がなされ、その結果、経営が成り立つ最小限の値上げをすることにしたんじゃよ。

この背景には、水道事業の将来に向けた安定的な経営のためには、本来さらに大幅な改定が必要な面があるところ、市民の負担の軽減を考慮して、今回の改定率となったものなんじゃよ。



平成29年度水質検査計画を策定しました

水質検査は、水道法で定められた水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において重要な業務です。水質検査の適正化と透明性を確保するために、計画的かつ効率的に実施できるよう水質検査項目、採水地点、方法、頻度等の必要事項について定めたものが水質検査計画です。

水道水の状況や原水の状態を踏まえて、平成29年度の水質検査計画を策定しましたので、公表いたします。

なお、水道水の放射性物質は過去5年間検出されていませんが、引き続き検査を実施していきます。検査頻度については、配水（給水）については1週に1回、原水については2週に1回実施します。

水質検査計画の基本方針

○検査(採水)地点

検査が義務付けられている給水栓(蛇口)に加えて、浄水場の入口(取水口など)と出口(配水池など)および水源を検査地点としています。

○検査項目

検査が義務付けられている「水質基準項目」および、検査計画に位置付けることが望ましいとされている「水質管理目標設定項目」ならびに、皆さんに供給されている水道水がより安全で良質であることを確認するために「本市が独自に行う水質項目」を検査項目としています。

○検査内容と検査頻度

各項目の検査頻度については、過去3年間における検査結果に基づき事業者の判断によることとされていますが、検査頻度を3年に1回と緩和できる項目についても、水質の安全性と信頼性確保の観点から、1年に1回行います。

水質検査の大まかな検査内容と頻度については下表のとおりです。

	①給水栓での基本検査	②藻類などから生成される悪臭の原因物質の検査	③各浄水場での水質の監視	④水質管理目標設定項目及び農薬類	⑤本市が独自に行う水質項目	⑥水道水の放射性物質検査
滝沢浄水場系	給水：1日に1回	原水：1年に1回 給水：1年に1回	原水：1日に2回 又は連続測定 配水：1日に2回 又は連続測定	(水質管理目標設定項目) 給水：1年に1回	(寄生原虫類) 原水：1年に4回	配水：1週に1回 給水：1週に1回 原水：2週に1回
東山浄水場系		原水：1年に1回 給水：1年に8回		(農薬類) 原水：1年に1回	(その他ダイオキシン類等) 原水：1年に1回	配水：1週に1回 原水：2週に1回
六軒浄水場系		原水：1年に1回 給水：1年に1回		(その他ダイオキシン類等) 原水：1年に1回		
大戸浄水場系				(その他化学的酸素要求量等) 原水：1年に1回		
強清水浄水施設系		(水質管理目標設定項目) 給水：1年に1回		給水：1週に1回		
面川受水系 北会津受水系		給水：1年に1回		給水：1週に1回		

〈検査内容の詳細〉

①給水栓での基本検査

水道法に基づき色・濁りおよび消毒の残留効果(残留塩素)・一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度および濁度について検査を行います。

②藻類などから生成される悪臭の原因物質の検査

湖などの富栄養化で発生する藻類由来の、悪臭の原因物質について検査を行います。

③各浄水場での水質の監視

浄水処理における水質の変化を監視するために、pH値・濁度・残留塩素およびアルカリ度について検査を行います。

④水質管理目標設定項目および農薬類

水質管理目標設定項目(24項目)および農薬類(全120項目)などの項目について検査を行います。

⑤本市が独自に行う水質項目

下痢などを引き起こす寄生原虫・ダイオキシン類・化学的酸素要求量・全窒素および全リンについて検査を行います。

⑥水道水の放射性物質検査

水道水中の放射性セシウムおよび放射性ヨウ素について検査を行います。

水質検査計画および結果の公表

水質検査計画は毎事業年度前に策定し、検査結果は市のホームページおよび広報紙「水道あいづわかまつ」で公表します。なお、計画の策定にあたっては水道をご利用の皆さんからのご意見を参考にさせていただきますので、ぜひご意見をお寄せください。

滝沢浄水場建設工事の進捗状況

新施設の試運転を行っています。

滝沢浄水場建設工事は、昨年10月までに水処理を行うための施設の建設工事と機器設備類の設置工事、一部の配管工事を終わりました。

現在は、表紙にもあります新しいろ過方式となる膜ろ過施設を含めた各機器類の試運転と場内配管等を行っています。平成29年7月の新施設からの本格給水に向けて、確実に水道水をお届けできるように試運転を行ってまいります。

平成29年度は、新浄水場完成の年度となります。平成29年4月以降の整備スケジュールは下記のとおりです※1。今後も安全安心な水道水をお届けするとともに、平成30年3月の完成を目指し、安全第一で工事を実施してまいります。

市民の皆さまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

※1 スケジュールについては多少前後する場合があります。

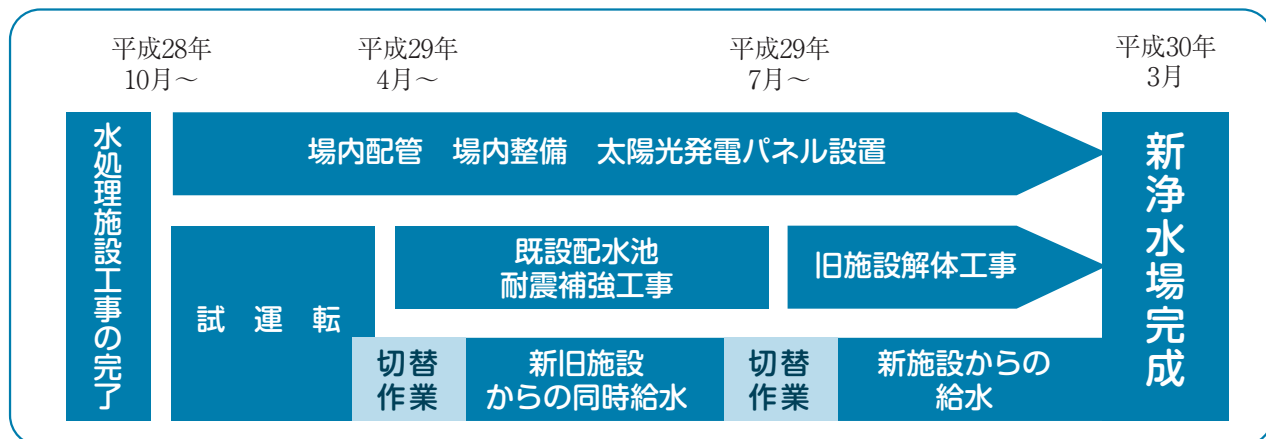


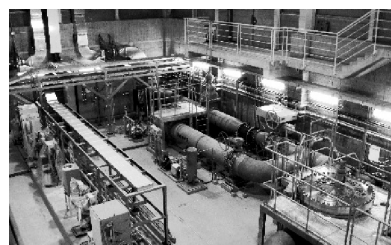
図 新浄水場完成までの整備スケジュール



膜ろ過棟内の水質試験室



中央監視室内での試運転状況

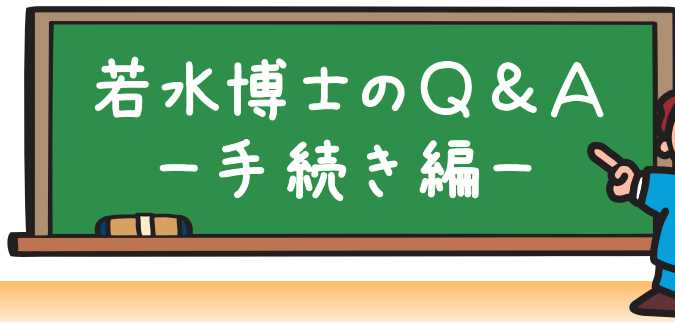


着水井内の配管、機器

お願い 鉛製給水管について

昭和60年度以前に設置された給水管の一部には鉛製の給水管が使われていました。通常生活で水道を使用している状態では、鉛の含有量は水道法に定められた水質基準以下であり、そのまま飲んでも健康上問題ありません。しかし、旅行などで家を長期間空けた場合や朝一番などの使い始めの水は鉛の含有量が増加していますので、念のためバケツ1杯程度を飲み水以外（トイレや洗濯など）にご使用ください。

また、会津若松市では、宅地側に設置されている止水栓から公道側の鉛管の布設替えを計画的に実施しております。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



会津若松市水道部のマスコット
若水博士がお答えします

Q1 水道を使用中止・開始するときは？

A1 電話でお手続きができます。4～5日前まで会津若松市水道料金センターにご連絡ください。

インターネット(市ホームページから)でのお手続きも可能です。

注意

- ①インターネット：お申込は24時間可能ですが、受付処理は、平日の8時30分～17時15分です。お急ぎの場合は、電話でご連絡ください。
- ②中止のとき：中止の届出がないと、使用してなくても料金がかかります。必ずご連絡ください。
- ③開始のとき：お申込み前に水が出る場合でも必ずご連絡ください。また、開始希望日には蛇口を全て閉めておいてください。
- ④口座振替：市内の転居でも再度お手続きが必要です。

※お問い合わせ

会津若松市水道料金センター(水道部庁舎1階)

☎0242-22-6172



Q2 口座振替にするには？

A2 水道料金のお支払いに便利な口座振替のお申込みは、会津若松市内に本店や支店のある「金融機関」でお手続きできます。

※持参するもの：「預金通帳」と「その通帳の印鑑」

あれば、「使用水量のお知らせ」か「領収書」

会津若松市水道料金センターでも、ゆうちょ銀行以外のお手続きが可能です。また、お電話いただければ、郵送でお手続きできる「口座振替依頼書」をご自宅にお送りします。

Q3 水道料金センターの営業時間は？

A3 水道料金のお支払い、水道の使用中止や開始の受付業務を行う会津若松市水道料金センターは、年中無休で営業しています。

※繁忙期(平成29年3月21日から4月1日まで)は下記のとおり営業時間を延長します。

	通常期	繁忙期
平日	8時30分～19時15分	8時30分～20時00分
土曜日	8時30分～14時30分	8時30分～17時00分
日曜・祝日	8時30分～17時00分	8時30分～17時00分

会津若松市の水道水は安心してご使用いただけます

水道部では、水道水中の放射性物質の検査を各浄水場の原水で2週に1回、配水で週1回の頻度で実施しています。

直近の検査結果は右表のとおりです。

また、検査結果は市ホームページでも公開しています。

※基準値は10Bq/kg
※検出下限値は基準値の10分の1の1Bq/kg(検出下限値未満で検出されなかったものは「<1」と表記)

馬越浄水場については会津若松地方広域市町村圏整備組合が検査

■水道水中の放射性物質の検査結果(Bq/kg)

浄水場等名称	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
滝沢浄水場(原水)	1/10	<1	<1	<1
滝沢浄水場(急速1・2号配水)		<1	<1	<1
滝沢浄水場(急速3号配水)		<1	<1	<1
東山浄水場(原水)		<1	<1	<1
東山浄水場(配水)		<1	<1	<1
大戸浄水場(原水・大川)		<1	<1	<1
大戸浄水場(原水・舟子沢)		<1	<1	<1
大戸浄水場(配水)		<1	<1	<1
六軒浄水場(原水)		<1	<1	<1
六軒浄水場(配水)		<1	<1	<1
(参考)馬越浄水場	1/11	<1	<1	<1

水道に関する問い合わせは

水道料金・開栓・閉栓
会津若松市水道料金センター ☎(0242)22-6172 FAX(0242)25-1307
水道の工事・修理・漏水
会津若松アクアパートナー(株) ☎(0242)22-6171(水道部庁舎) ☎(0242)23-9986(滝沢浄水場)
事業認可・予算・決算
総務課 ☎(0242)22-6073 FAX(0242)22-6173
水道施設の整備
施設課 ☎(0242)22-6177